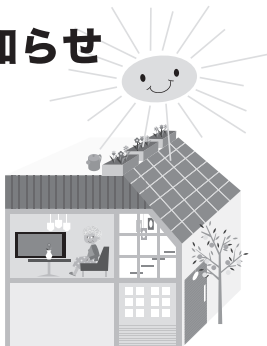


## 平成24年度 住宅用太陽光発電システム設置費補助金のお知らせ

住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、平成24年度も実施を予定しています。  
システム設置をお考えの方は、補助金の申し込みをご検討ください。  
なお、受付開始日などの詳細については広報4月号にてお知らせします。

- 補助対象** 自ら居住する、または居住しようとする町内の住宅（店舗併用住宅及び建売住宅を含む）  
**■補助金額** システムの最大出力 1 キロワットにつき50,000円  
 ただし、4キロワットを超えるものについては4キロワットとする（上限額 200,000円）  
**●問い合わせ先** 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111（内線143）



**国民健康保険に加入されている方へ**

## ○4月1日から国民健康保険の保険証様式が変わります

## 1世帯に1枚から1人1枚のカード型に変更

国民健康保険の保険証の切替日は毎年4月1日です。  
3月下旬頃に世帯主の方へ加入者全員分を簡易書留で郵送いたします。  
氏名、生年月日などに誤りがないかご確認ください。

○こんなときは国保に  
加入・脱退します  
～国民健康保険の届出は14日以内に～

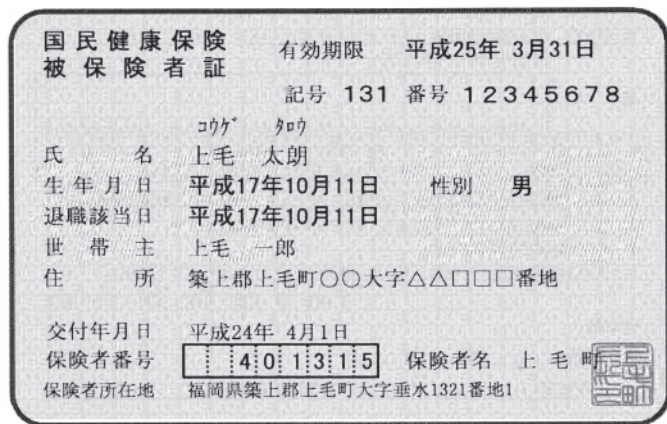
国保に加入しなければならない方はいませんか

(例)会社を退職して社会保険がなくなった方  
他の市町村から転入してきた(社会保険の資格のない方)

国保から脱退する方はいませんか

(例) 就職して社会保険ができた方  
他の市町村へ転出した家族がいる方

## 新保險証



●問い合わせ先  
健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

## 固定資産税(土地・家屋)価格などの縦覧のお知らせ

縦覧制度とは、町内に土地または家屋を所有している固定資産税の納税者が、「縦覧帳簿」に記載された自己所有以外の資産の価格と、自己所有の資産の価格を比較することで、評価額の適正さを確認する制度です。

- 日 時 4月2日(月)～5月31日(木) 8:30～17:15 (土、日、祝日は除きます)
- 縦覧の対象
- ・土地価格等縦覧帳簿(所在地、地番、地目、地積、価格)
  - ・家屋価格等縦覧帳簿(所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)
- 縦覧できる方
- ・固定資産税(土地または家屋)の納税者
  - ・納税者の同居の親族で、納税者からの委任があると認められる方
  - ・代理人として委任状を提出された方



※自己所有の固定資産で縦覧対象となっている事項は、固定資産税納税通知書に同封されている「課税明細書」でも確認ができます。

●申し込み・問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線135)

**国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ 年金制度が改正されます！**

平成24年10月から3年間に限り納付可能期間を10年間に延長します。

現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去 2 年分までですが、平成24年10月 1 日から **3 年間に限り、過去10年分まで遡って納められる**ようになります。

※すでに老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。  
※3年度以上遡って保険料を納付する際は、加算金がかかります。

●問い合わせ先  
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)  
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8869

## 町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

入居を希望される方は期限内にお申込みください。

- 入居者資格  
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

  1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
  2. 収入月額が158,000円以下であること。  
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の12分の1です。
  3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
  4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
  5. 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(同居または同居しようとする親族も含む。)

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間 3月1日(木)～16日(金)8:30～17:15(土、日は除きます)

●申し込み・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

|       |               |
|-------|---------------|
| 団地名   | 新池団地          |
| 募集戸数  | 2戸            |
| 団地場所  | 上毛町大字垂水1764番地 |
| 家賃    | 所定の算出方式による    |
| 入居予定日 | 4月1日(日)       |

# 平成24年度 奨学生募集

- 貸与資格  
申請者または保護者が上毛町に3年以上居住し、他の奨学金を受給していない方
- 貸与対象者  
大学生(短大生、専門学校生などを含む)  
高校生(高等専門学校生を含む)
- 貸与予定人員  
若干名
- 貸与金額  
大学生(自宅通学) 月額35,000円以内  
大学生(自宅外通学) 月額50,000円以内  
高校生 月額10,000円以内
- 償還方法  
最大12年(無利息)
- 申込期間  
4月2日(月)～5月1日(火)  
(土、日、祝日は除きます)

●申し込み・問い合わせ先  
教務課 学務係  
TEL 72-3111(内線177)



# 平成24年度 就学援助費について

経済的理由により就学が困難であると認められる小・中学校に通学する児童・生徒の保護者へ義務教育にかかる費用（給食費・学用品費など）の一部を援助しています。

- 援助対象者**
- ・生活保護法による要保護者で、教育扶助を受けていない方
  - ・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた方
  - ・町民税が非課税、または免除になった方
  - ・国民年金の掛金または国民健康保険税が、免除または徴収猶予になった方
  - ・児童扶養手当を受けている方
  - ・ＰＴＡ会費など学校納付金の減免を受けている方
  - ・その他特別な事情により教育委員会議で認められた方
- 申込期間** 4月2日(月)～12日(木)  
(土、日は除きます)
- 申込先** 通学する学校
- 提出書類** 申請書(各学校および教務課学務係にて配布します)  
※その他必要書類は、申請書に添付しております  
申込案内をご覧ください。
- 認定方法** 学校長及び民生委員の意見を聞き、教育委員会  
会議において認定審査を行います。  
同居されている方の所得状況なども含め、総合的に判断します。
- 問い合わせ先** 教務課 学務係 TEL 72-3111(内線178)

**「西日本シティ銀行」が町の収納代理金融機関に加わります**

4月から「西日本シティ銀行」でも町税・使用料などの窓口納付ができるようになりました。  
これを機会に「西日本シティ銀行」に口座をお持ちの方は、便利な口座振替をご利用ください。また、口座振替の手続きは、役場、支所、出張所各窓口で行ってください。

このほか町税・使用料などの窓口納付、口座振替が可能な金融機関

福岡銀行、福岡豊築農業協同組合、福岡ひびき信用金庫、大分銀行、九州労働金庫、ゆうちょ銀行

●問い合わせ先 会計室 TEL 72-3111(内線151)